

平成 27 年度 第 2 回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会 会議録

1. 日時

平成 27 年 12 月 25 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2. 場所

尼崎市議会棟 2 階 「議員総会室」

3. 出席者

（委員）

狩俣会長、松岡副部長、松澤委員、真鍋委員、楠村委員、池田委員、井上委員、
上野委員、岡崎委員、河上委員、木下委員、小山委員、菅原委員、高尾委員、高橋委員
長畑委員、藤井委員、守部委員

（市関係者等）

福祉部長、障害福祉課長、障害者自立支援事業担当課長、障害福祉課課長補佐、
障害福祉課係長、教育相談・特別支援担当係長、健康増進課係長

4. 欠席者：源田委員、寺本委員、綿谷委員、

1 開会

（事務局）

定刻となりましたので、只今から、平成 27 年度第 2 回目の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を開会させていただきます。

皆様方におかれましては、公私とも何かとご多忙中のところ、またお寒い中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

なお、本日は情報保障として、手話通訳者及び要約筆記者を設置しておりますので、ご発言の際は挙手いただき、お名前をご発言の上、できましたら少しゆっくりとお話しくくださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

まず報告ですが、前回の専門分科会（平成 27 年 5 月 15 日）の開催後、市議会の役員改選が行われたため、本専門分科会委員である市議会議員の交代がありました。委嘱状については、既にお渡ししておりますが、新たに就任された委員に、一言ご挨拶をお願いします。

（委員）

一年生議員であるため分からないことも多いが、私なりの発言や質問をさせていただきたい。よろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

それではさっそくですが、次第に従い、議事に入らせていただきます。

会議の議長については、会長をお願いします。よろしくをお願いします。

(会長)

よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。まずは、本日の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

はい。本日、出席予定の委員は、お手元に配布しました座席図のとおりです。

現時点で、3名の委員については、欠席する旨のご連絡をいただいています。

従いまして、只今ご出席いただいている委員は18名となり、委員総数の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。なお、本日の会議の傍聴人はございません。

(会長)

それでは議事に入る前に、事務局から本日の資料について説明をお願いします。

(事務局)

はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まずは、本日の会議次第、それと、座席図及び委員名簿でございます。

次に、議題に係る資料です。

- ・ 資料1： 市町村障害者計画の概要
- ・ 資料2： 尼崎市障害者計画「評価・管理シート(案)」
- ・ 資料3： 年間スケジュール(平成27年度・予定)
- ・ 資料4： 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要
- ・ 資料5： 「障害者差別解消法リーフレット(内閣府)」
- ・ 資料6： 厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(厚生労働省職員向け)
- ・ 資料7： 「障害を理由とした差別」や「障害のある人への配慮」ということについてのアンケート結果

資料は以上となりますが、漏れ等はありませんか。過不足等があれば、事務局までお願いいたします。

2 議事

(会長)

それでは、議題1に入らせていただきます。

まず、「尼崎市障害者計画等のPDCAサイクル(評価・管理シート案)」について、事務局より説明をお願いします。

<事務局より、資料1、資料2について説明>

(会長)

事務局の説明は終わりました。

今後、計画の進捗管理等を行っていくPDCAサイクルの取組については、こちらの「評価・管理シート案」の様式に沿って進めていくということであった。また、この様式については、障害者計画の基本施策や取組項目に沿ったものとなっており、評価については、行政における「内部評価」のみでなく、この専門分科会の委員の意見等についても、「外部評価」として記載していくとのことである。こちらについて、質問や意見等はあればお願いします。

(委員)

このシートの「見方」というものを作成した方が、より分かりやすくなると思う。

私たちは直接説明を受けているので、例えば「内部評価」が行政による評価であると分かるが、何も知らない人たちが見た場合は、「内部評価」とは誰の評価なのか、また「外部評価」については、どういうふうに評価されたのかが分かりづらい。

障害者計画と障害者福祉計画のそれぞれのシートに係る「見方」を作成すれば、より見やすくなるのではないか。

(事務局)

評価・管理シートの公表に当たっては、目次等を作成していく必要もあるため、それに併せて、ご意見にある「見方」についても検討していきたい。

(委員)

障害者計画のシートについては、PDCAサイクルの流れが1枚のシートでまとまっているため見やすいが、障害福祉計画のシートは分かれている。記載されている情報量が多いので、少々見にくいという印象である。難しいかもしれないが、1枚のシートに整理できないか。

(事務局)

前回の専門分科会で、国が作成した障害福祉計画のシート案をお見せしたが、それについては、確か1枚のシートで「P(プラン)」として目標が掲載されており、それに対する「D(ド

ウ)」として活動指標である障害福祉サービス等の必要量が掲載されていた。しかし、例えば障害福祉計画の目標の一つにある「地域生活支援拠点等の整備」を例に挙げると、拠点等の整備という目標を達成していくために、障害福祉サービス等の必要量という活動指標を伸ばしていくといった流れにはならない。どちらかという、障害福祉計画全体の目標を設定した上で、計画の進捗を押し量るために、個々のサービス量の進捗管理を行っていくという整理の方が、全体の評価がしやすいのではないかと考えている。

また、障害福祉計画の目標については、単純に個々のサービスへ関連性を持たせることが難しいという面もある。例えば目標の一つである「施設入所者の地域生活への移行」でいうと、施設から地域への移行を促進する目標に対して、寄与しているサービスが何なのかということである。それは、地域移行支援等のサービスだけでなく、居宅サービスの充実やグループホームの整備数等も影響してくるため、単純に紐付けるのは、なかなか難しい。そのため、障害福祉計画のシートについては、まず最初に目標に関する内容を掲げ、その後に活動指標となる各サービスの内容を記載している。この方が全体として整理しやすく、また見やすいのではないかと考えている。

(事務局)

補足説明する。こちらについては、考え方が二つあると思う。一つ目は、PDCAという一連の流れが一枚もののシートで見れる方が分かりやすいという点。ただし、この考え方で整理すると、すべての内容を1枚のシートに記載することが必要であり、例えば一つの目標に対して、活動指標が複数ある場合に整理がしにくいといったことがある。二つ目は、障害者計画に係るシートについては、事務局が今回独自で作成したシートであるため、ある程度計画の体系に沿ったシートの作成ができています。当然ながら、障害者計画においても関連する取組が複数の施策にまたがるものもあるが、その辺りをあらかじめ見越した上で今回のシート作成に当たっているため、幾分か見やすくなっている。

そういう意味では、国が体系やシートの様式案を示している障害者福祉計画については、現状として、そういった整理ができない部分があるということである。

(事務局)

先ほど、他の委員からご提案いただいたシートの「見方」については、障害者計画と障害者福祉計画のシートでは少し内容も異なってくるのかと考えている。障害福祉計画のシートが少し見にくいという委員の意見に対して、少しでも改善が図れるよう、PDCAサイクルの流れや内容が分かりやすくなるような「見方」の作成について、今後検討していく。

(委員)

評価・管理シート案の11ページの重点課題3に「共に支えあい、安心して暮らすことが出来る環境づくり」とある。また、取組項目「防災対策の充実」で、災害時要援護者に関する避難行動要支援者名簿の作成に今取り組んでいるところで、自立的に非難できない95,000人ほどの人に調査票を郵送し、同意をもらった人だけを名簿に記載するという取組の記載がある。そ

のうち、回答が返ってきたのは 54%で、約 51,000 人ほどの人が同意し、名簿に記載されていると聞いているが、これは大変低い数字である。高い自治体では 95%というところもある。いざという時、一人で逃げることができない時の「繋ぎ」として、地域の人たちと一緒に避難するという非常に重要な名簿であるのに、この障害者計画に「名簿の掲載率」や「掲載人数」などが目標として入っていないのは何故か。入っていても良かったと思う。

(事務局)

昨年度、障害者計画等を策定する際には、テーマ毎の部会を設けて協議を行っており、今、委員がご指摘された内容も部会の意見として出していた。

しかしながら、当時はまだ災害時要援護者に対する名簿作成の具体的な方向性や内容等が整理できていなかったため、本計画の目標や活動指標として設定するには難しかったことがある。結果、それに変わるものとして、現在の目標や活動指標を設定したという経緯がある。

(委員)

現在設定されている、「避難場所を知らない障害のある人の割合」を下げていくという目標も重要ではあるが、名簿に係る調査票の回答が 54%ということで、これより回答率が伸びなければ、2 回目の確認で同意をいただき、名簿への掲載率を 100%に近づけていかなければならないと考えている。回答率が伸びなければ、他の自治体でやっているように、同意しない人だけを載せない方式であるとか、その辺りも含めて考えていかなければならない。このような計画の P D C A サイクルを見ていく際には、そういった指標もあった方が良いのではないか。

続いてグループホームのことだが、国は今後、地域生活への移行を進めていくということで、施設入所者を減らして地域へ移行してもらうことを第一の目標としており、障害福祉計画にも、そのような目標を盛り込んでいるが、そうなれば、グループホームが重要になってくると思う。この点についても、評価・管理シート案の 8 ページに記載があるが、今後、障害のある子どもを持つ保護者の高齢化も進んでいくため、グループホームの数を増やしていかなければならないと思っている。施策の目標を見ると、グループホームの定員数は平成 26 年度で 270 名となっており、そのぐらいの人たちがグループホームを利用していることになる。平成 32 年度の目標値は 506 人となっているため、今後、毎年度 40 人程度の実績を上げていかなければならず、結構高いハードルとなっているが、こちらについては達成できる見通しなのか。

(事務局)

「市内グループホームの定員数」については、毎年度 40 人程度の増加となりますと、かなり高いハードルであると考えている。現在も、一定の増加傾向にあることは確かですが、数年前まであった国の基金を活用した補助制度が無くなったことや、消防法の改正によるスプリンクラー設置の厳格化など様々な課題があるため、グループホームを新設していくことは難しい状況となっている。

本市の厳しい財政状況下においては、直ちに市単独の補助制度を設けることは困難であるが、兵庫県においては単独の補助制度（賃借補助や設備補助等）を設けているので、そういった制

度を本市でも創設していけないか検討を続けているところである。確かに高いハードルではあるが、前向きに捉えていきたい。

(委員)

P D C Aサイクルの「A(アクト)」ということで、保護者の高齢化や「親亡き後」をどうしていくのかといった問題があるので、グループホーム等は増やしていかなければならない。市の補助制度の創設や、この障害福祉計画にも記載があるように、市営住宅の活用に取り組んでいく必要がある。バリアフリー化など課題も多いと思うが、市として、市営住宅の新築・建て替えを進めていくに当たり、グループホーム的な施設をそこへ取り入れていこうという考え方はあるのか。

(事務局)

市営住宅については、入居者の募集において、障害者世帯を優先して抽選している。また、グループホームの公営住宅の活用については、例えば、募集をしてもなかなか入居者が埋まらないことや、国土交通省の住宅施策や福祉施策における一定の条件の下で、すでに空いている古い建物はバリアフリー化が出来ていないこと、また、重度の障害の方がグループホームとして入居するとなると、市営住宅全体にオストメイトトイレを設置しなければならないことなど、様々な要件や課題が出てくることから、なかなか進まないというのが実態である。

いずれにしても、新築の市営住宅については、現在のところ優先枠の設定をお願いしている段階であり、グループホーム化には至っていないところである。

(委員)

その辺りが今後は大変重要であり、グループホームに活用することが非常に有効と考える。市営住宅の建替えに取り組んでいる段階にあるので、今後は活用を検討していただきたい。国が障害福祉計画において「施設から入所者を減らそう。」と掲げているのだから、市営住宅のグループホーム化についても、是非検討していただきたい。

(事務局)

今のご意見などが、このシートの「外部評価」として埋まってくると考えている。

(副会長)

意見が2つある。

1点目は、3ページの(1)の「障害福祉サービス等」のところで、進捗状況として からまで掲げて活動概要が説明され、内部評価の状況については総括して行なわれている。こちらについて、5つ挙げられている活動概要の一つずつに評価を行い、その上で「概ね順調」という総括評価にしたほうが、より分かり易いのではないかと考える。

活動概要一つ一つについて評価していくのは難しいとは思いますが、例えば個別に「ここは順調だが、ここは遅れている。」ということが分かった方が、全体として「概ね順調」ということが、

より説得力を持って示していけるのではないかと考えている。

2点目は、16ページの「障害福祉計画」について、「概ね順調」というような評価が無いのはなぜか。障害福祉計画の方が内容も短く、むしろ評価しやすいのではないか。

障害福祉計画の方がP D C Aサイクルを立て易いという理解であったため、むしろこちらを評価したほうが良いと思うが、如何か。

(事務局)

今回の整理の考え方として、まず「障害者計画」が「障害福祉計画」の上位計画であるという位置付けの下、障害者計画の基本施策2にある「障害福祉サービス等」の活動指標として、障害福祉計画の目標値とサービス等見込量を設定している。それについては、資料1の3枚目、「活動指標一覧」をご覧いただきたい。元々この形に沿って整理してきたため、「福祉サービス」全体の評価(状況)は「障害者計画」で行い、「障害福祉計画」については、地域移行や就労移行に関する目標や各サービス等の進捗状況に対する評価を行っていくように整理している。

また、障害者計画の基本施策における活動概要一つ一つに評価をつけた方が良いのではないかという意見に関しては、行政内部においても試行錯誤を重ねた結果、今回の形に整理してきたところである。当初の内部案では、もっと項目を細分化する形も検討してきたが、そうなる情報量が多くなり過ぎて、おそらく全ての項目に評価を付けていくことが困難になるという判断もあった。行政計画や施策の評価については、もっと広い範囲で評価しているものもある。今回提案している「評価・管理シート案」については、各取組の項目について、「活動概要」、「内部評価」、「取組方向」等を記載しているが、このような形では無く、「福祉サービス」の分野全般で評価していくといった方法もある。どちらが良いのかについては、本日の会議でご意見を伺いながら決めていきたい。

このシートについては公表が前提となっているため、見やすさを重視し、「施策の方向性」ごとに「順調」や「やや遅れている」といった総合的な評価をしている。一方、「内部評価」欄については、各取組項目に沿って評価している。これについては、行政内部でも「細かくなり過ぎて大変ではないか。」という意見もあったが、障害者計画等のP D C Aサイクルについては、今回が初めての取組であるため、「出来るだけ丁寧な評価をしていく方が良い。」という考え方より、このように整理してきた。もちろん、今回のご意見についても参考とさせていただきたい。

(副会長)

細かい部分まで評価することが、現実的には難しいのということとはよく分かる。しかしながら、評価していくに当たっては、ある程度細かい部分も見ていく必要があると思う。その辺のバランスをどう取れば良いのかが難しい点だと思っている。どう整理すれば良いのか分からないが、評価する上での根拠のようなものがほしいと個人的に思っている。

また、障害福祉計画については、障害者計画がその上位計画になるから、障害者計画で評価すれば自動的に障害福祉計画も評価されるという理解でよいのか。それだと、障害福祉計画自体の評価が十分と言えないのではないか。障害者計画としては「順調」だが、障害福祉サービスの評価が「遅れている」ということは、現実的に有り得ることではないか。

(事務局)

現在、我々が選択しているのは、障害福祉計画を障害者計画の一つの基本施策と捉えており、そういった意味では、計画の全体的なところでは一定の評価が出来ているという意味である。確かに、障害福祉計画の各項目について、「概ね順調」というような評価までしていないため、この評価手法については意見が分かれるところである。今回の整理案では、障害者計画の中で福祉サービス全般についても評価していく整理としている。なお、各取組やサービスの評価については、両計画の「内部評価」欄に記載することとしており、それらの内容も踏まえた上で「今後の方向性」を検討していくため、全体的に一定の評価はできていると考えているが、こちらについても意見が分かれるところである。

(副会長)

障害者計画の基本施策の中にも、障害者福祉サービス等に関する記述があるため、障害福祉計画に係る評価についても、障害者計画の評価によって一定できているという理解でよいのか。

(事務局)

現在の案の中では、そういう整理をしようと考えている。ただ、委員が心配されているのは、「では、本当にきちんと評価できるのか。」という点であると考えている。この案を進めていく中で、きちんと評価がしきれないということがあるならば、やはりこの評価方法自体に課題があったということになる。初めての取組であるため、今後進めていく中で評価が難しいとなった場合は、新たな評価方法を考えていかなければならないと考えている。

(事務局)

先ほどの説明について、1点補足させていただきたい。

本市では「事務事業評価」という個々の事業単位での評価を行っている。また、広い範囲での評価では、市の総合計画にある「障害者施策」という範囲で、「施策評価」という評価も行っている。細かい評価部分では「事務事業評価」、広い評価部分では「施策評価」を行っているため、障害者計画については、それらの中間的な位置付けである計画に定める9つの基本施策をベースに評価を行っていく方が良いのではないかという判断もあったところ。

(委員)

このシート案では、「概ね順調」という評価が多いようである。3ページの相談支援体制の内部評価では「遅れている」と評価されており、方向性としては「重点化」となっている。取組方向には、基幹相談支援センターの設置を検討していくと書かれているが、それは何年頃に設置されるのか。もう一点お聞きしたいのは、「遅れている」とか「やや遅れている」という評価について、遅れているのには何らかの理由があるだろうし、それを踏まえた上で「重点化」としているのだろうが、「どのようにして」とか「いつ頃から」など、具体的な内容を記載していないと、状況がどうなっているのかが分からない。遅れているのであれば、自立支援協議会

等で課題等を改善していくためにも、詳しい内容を知りたい。

(事務局)

内部評価の状況欄における評価について、いつまでに取り組むかなど詳しい内容を記載していくべきというご意見だったと思う。この点については、行政計画の進捗管理等で度々言われる事でもあるが、非常に難しい部分である。例えば、今後の取組や施策が確定していて、そのための予算も担保できていれば、明確に書くことも出来るが、計画上はこういった方向性で施策を進めていきたいと考えていても、政策や予算面の問題があることから、明確な内容まで書けないところがある。そういった意味では、全ての施策について「何年までにこれをする。」という形で書くことは難しい。先ほど、基幹相談支援センターの設置についての質問があったが、そちらについては、本市の公共施設の最適化の取組である「保健福祉センターの2所化」に併せて進めてきている。しかし、現状は当初の予定どおりに進んでいないため、「やや遅れている」という評価にしているところである。出来る限り取組状況がイメージしやすい記載となるよう努めていきたい。また、「遅れている」と評価した理由や要因についても、もう少し分かりやすい記載となるよう努めていくが、今ご指摘いただいた点等も、外部評価としてご意見をいただければと考えている。例えば、「もう少し具体的なスケジュール感で進めていくべきではないか。」といった外部評価の意見にいただければと考えている。

(委員)

評価が「遅れている」から、方向性が「重点化」と記載している場合でも、その「遅れている」の度合いが気になるところである。今後の施策や予算が決まっていないから書けないというのであれば、「では、何もしないのか。」「どう働きかけたらいいのか。」という風になってしまう。

(事務局)

以前の説明と少し内容が被るかもしれないが、全体の流れについて説明させていただきたい。そもそもこのPDCAサイクルに取り組む意義というのは、皆様からの外部評価をいただいて、「今後の取組方向」を整理し、その内容を翌年度の政策要求に結び付けていくということである。皆様のご意見を踏まえた上で、本市の政策要求に取り組んでいくという流れを作りたかったということがある。

確かに「評価・管理シート」には、具体的に「何年までにやります。」とまでは書けないかも知れないが、皆様からの意見等を踏まえた上で、「今後の取組方向」として整理していく必要がある。「今後の方向性」に記載する内容については、次年度以降の政策要求等の場に繋がっていく部分もあるため、決して「何の為にここで意見を言うのか。」とするのではなく、次年度以降に向けたご意見としていただきたい。

(事務局)

「今後の取組方向」の内容は、事業を行う私たち所管課としては、「この事業を実施するため

に必要な予算や人員等の要求をしていきたい。」という意向の部分でもある。しかし、たとえ所管課の意向があっても、それが実現可能かどうかについては、市全体で毎年吟味していく必要がある。所管課としては要求していても市全体での査定があるため、このシートに「何年度までに実施する。」と明確に書くことは難しい。

そういった意味では、「今後の取組方向」の内容については、政策要求に用いられる施策評価表に反映して、繰り返し出していく形をとることになる。当然ながら、政策全体の市の優先順位もあるため、直ちに実現しないものもあるが、施策評価表に何度も書き続けることで、所管課としては要求をし続けているのだと思っていただきたい。また、市民や団体の方からも、同じように繰り返し要望を出していただくといった後押しがあれば、市全体の中での優先順位も上がっていくこともあるかと思う。文章がこのような表現になることについて、今後の取組の引き延ばしを図っているということではないということをご理解いただきたい。

(委員)

はっきり「遅れている」と書いているのは、「今後見直す必要性が高い」ことを認識しているということであり、希望的に捉えても良いのだと理解している。

(委員)

委員による外部評価をするということであるが、今の説明にもあったように、「今後の取組方向」を行政が記載している。ざっと見ると「継続」という評価が多く、少し弱いと感じている。「外部評価」を行った後で、「今後の取組方向」の評価に係る意見を聞いていくのは無理なのか。

(事務局)

今のご質問については、次の議題である「今後のスケジュール」で説明させていただく方が、より分かりやすいと考える。そのため、先に資料3の説明をさせていただき、その後で再度のご質問やご意見があれば、お伺いさせていただきたい。

<事務局より資料3について説明>

(事務局)

繰り返しの説明になるが、外部評価をいただいた後に、更に「今後の取組方向」等を書き直していくこととしている。その中で、もう少し十分なものになっていくと思う。

また、先ほどの事務局の説明の中で施策評価表の話が出たが、こちらは平成29年度に向けて、市としてどんな方向に施策を進めていくかという冊子のものとなっている。こちらの評価表につなげていくため、今回の評価・管理シートにある「今後の取組方向」の内容が取り込まれていき、市としての全体の施策方向に活かされていくという説明であった。

(委員)

3 ページのところの「概ね順調」とか「遅れている」といった状況の評価のイメージについ

てだが、「遅れている」といった状況があるのであれば、それを改善していかなければいけないため、今後の方向性として「重点化」となるのは当然の道筋だと思う。また、「概ね順調」の評価であっても、市内の障害を持っている方の状況を見れば、やはり、ここでもっと「重点化」し、改善を強める必要があるという判断もあると思う。「概ね順調」という評価であっても、「重点化」という結果が出ることはあるのか。

(事務局)

必ずしも、そういう結果が無いとは言えない。確かに施策が「順調」であれば、当面は「継続」となって進んでいく。ただ、その取組を弱めることなく、引き続き、重点的に進めるべきという考え方であれば、そういった評価もあるのかと考える。

なお、説明が遅れたが、こちらの内部評価と外部評価については、施策評価表と同じ評価にしており、4段階評価(「順調」・「概ね順調」・「やや遅れている」・「遅れている」)としている。双方の整合性が保たれるほうが良いという判断の下、施策評価表と全く同じ評価段階にしているところである。

しかし、「今後の方向性」の評価段階については少し異なっている。こちらについては、施策評価表の中では、たとえ所管課では「重点化」と考えていても、最終的な判断は企画財政局が行うため、「そうは言っても来年度は「現行継続」でやってください。市全体の施策を見ると、まだまだ拡充とはならない。」ということにもなる。そのため、市の施策に反映されるかどうかの最終的な判断は、施策評価表で行われる。

この「評価・管理シート」では、計画の中で皆様と内部評価や外部評価の意見を踏まえて、「重点化」にするか、それとも「継続」とするかを協議していくこととなるので、委員のご質問のとおり、「概ね順調」という評価でも、今後も「重点化」が望ましいという意見が強いのであれば、そのような評価になることもある。

(事務局)

「概ね順調」であっても、法律の施行等により、市全体の流れとして優先度の高い施策が出てくれば、そちらを「重点化」とするようなこともある。限られた市の財源から考えると、どうしても職員の心理としては、遅れている施策等に予算を投入したいと考えており、当然、そのような施策に反映されやすいというところもあるため、傾向としては「重点化」になると考える。評価の流れのイメージとしてはそういったところである。

(委員)

本日この資料を持ち帰って、今後団体に説明するときには、人数分を印刷して配るということになる。その辺のところはどう対応したらよいか。また、外部意見の「聴取シート」についても、どうやって意見集約をすればよいか。具体的なことをお聞かせいただきたい。

昨年計画のパブコメと同様に、市のホームページにこれを載せて、意見募集するという形はとらないのか。

(事務局)

外部評価については、市のホームページに載せていくことは難しいと考えている。なお、専門分科会や自立支援協議会の委員に対しては、こちらで印刷したものをお配りすることを考えている。

(委員)

私は団体の代表として、この会に参加している。団体のメンバー全員には無理であるが、幹部とか幹事にはこの資料を提示して意見を聴取しようと考えている。こちらについて、事務局としてはどのような方法を考えているのか。それぞれの委員に任せるということか。提出期限に間に合うよう団体内で会議を開かなければいけないので、お教えいただきたい。

(事務局)

ご要望があれば、出来るだけ直接団体の方へも説明に上がれるよう、今後、スケジュール調整に努めていく。また、資料の印刷についても、可能な限りは手配していく。今回も委員の皆様に対してはメールで資料をお送りしているが、そういった媒体も活用するなど出来るだけご要望にはお応えしていきたいので、事務局へお申し出ください。

(委員)

自立支援協議会の中でも、外部評価についての意見を図っていくのか。

(事務局)

はい。今後の予定だが、年明けに開催を予定している自立支援協議会の運営会議などで資料を説明させていただき、委員全員に意見聴取シートをお配りしたいと考えている。

(委員)

資料の重点課題2の「療育・教育」に「あまっこファイル」のことが記載されている。また、活動指標として『「あまっこファイル」説明会の開催回数』を掲げられているが、自立支援協議会の「あまっこ部会」でいつも話題になるのは、教育との連携である。「あまっこファイル」に係る説明会をいくら開催したところで、教育の方でそれを有効に使っていただけてるのか、理解していただけることが重要だという意見がいつも出る。根本的なところで、「療育・教育」のところの活動指標を変えることはできるのか。

(事務局)

各指標については、昨年度の計画策定の際に委員の皆様と協議して決めたことであるため、直ちにこれらを変えるということは考えていない。ただ、委員が申されている教育との連携は大事な部分であるため、内部でもしっかりと意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

(事務局)

補足させていただく。内容協議の支援については、先ほどの説明と繰り返しになるかもしれないが、当事者団体については、直接説明に伺うことも考えていた。人数が多い場合は、日程的にもなかなか難しいこともあるが、本日こういったご意見もあったため、それを受けてこちらとしても実施しなければいけないと考えている。

また、自立支援協議会については、会長の了承もいただいている中で今後のことを進めており申し訳ないが、事務局のイメージとしては、全体の意見が出て、外部評価案がまとまる頃に全体会を開催し、意見交換が出来ればと考えている。

(会長)

かなり議論が進んでいる。PDCAサイクルについては今回が初めての取組ということもあり、実際の進め方をどうしていくかという今後のスケジュールが大変重要であるため、様々な意見が出ている。事務局としては、これらの意見も踏まえ、「評価・管理シート」によるPDCAサイクルを進めていただきたい。他に意見はよろしいでしょうか。では、議題2については、これで終了いたします。

では、最後に、議題3の「障害者差別解消法に係る本市の取組等」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局より資料4～7について説明)

(会長)

行政においては、障害者差別解消法の施行に向けて、市職員に対する「対応要領」の作成に取り組んでいるとのことでした。

こちらについてご質問、ご意見などがありましたら、お願いします。

(副会長)

3つあります。

1つ目は、内閣府の基本方針に基づき「対応要領」を作っていくとの事であるが、障害者の方々の意見を伺うことを考えているのかということ。権利条約の批准に基づいた流れができていくということを考えると、障害者の方々の意見を伺っておいた方が良いと考える。

2つ目は、今回の「対応要領」は市職員が対象のものであり、例えば、阪急電車とか阪神電車については、それぞれが事業者ということで、国交省が作成するガイドラインに基づいて対応していくことになると思う。では、いわゆる「私人」である一般市民が、障害者に対して差別的な行為を行なった時にどうするかということは、差別解消法ではカバーできていない。そこをどうするかということが、色々ところで課題になっている。例えば他の自治体では特別な条例を策定して、市民に対して啓発していくとか市民から差別的な扱いを受けたときにどう相談窓口のルートを確保していくかということ、それぞれ独自の取組として進めていることも聞いているが、尼崎市もそういうことは考えているのか。

3つ目は、「障害者差別解消支援地域協議会」の件です。自立支援協議会の下に作っていくと

の説明があったように思いますが、下に作るというイメージだと、どうしてもそのメンバーが自立支援協議会のメンバーになるというイメージである。やはり、取り扱う案件が案件なので、例えば弁護士の方とか、そういった専門の方も入られるほうが良いと考えるため、自立支援協議会とは別立てで設置することも有りえるのではないかと考えます。以上の3点です。

(事務局)

まず、1つ目ですが、対応要領の作成に当たりましては、体験事例等についての募集を9月に行い、自立支援協議会の委員にも意見をいただきました。委員の中には、事業所の関係者もおられるため、事業所内部の利用者の方々からも具体的な意見をいただいております。また、広く市民の方々の意見をお聞きするという趣旨から、12月1日から21日までの期間でアンケートを実施しており、市役所や市政情報センター、市の各出先機関、ホームページ等で照会して、結果50人ほどの意見が集まっている。なお、資料7の2ページ目以降は、9月の事例募集結果を紹介している。いただいた意見を具体的に出しているため、記載内容についてはこの会議メンバーの中で止めておいていただきたい。このように、広く当事者の意見を伺うよう努めているところである。

次に、自立支援協議会の下部組織として「障害者差別解消支援地域協議会」を設置していくと説明した点については、まだペンディングであり、決定事項ではない。ご指摘いただいたとおり、弁護士や労働基準監督署、人権委員などの法律関係の専門の方が自立支援協議会のメンバーには入っておりませんので、今後、こうした方々をお迎えしたいと考えている。そうした場合に、会議の運営上、自立支援協議会の一部会として設置する方がいいのか、別に設置する方がいいのかについては、協議会の会長を交えて、別途協議していこうと考えている。

最後に、差別解消に関する条例については、確かに各市で動きがあることは存じている。もう一度、資料4のリーフレットをご覧いただきたい。一般の事業所等への対応については、資料の真ん中のところ、「事業所 主務大臣が事業分野別の対応指針(ガイドライン)を策定」とあり、例えば公共交通機関等は、国土交通省がそういった運輸産業に対して「対応指針」を作り、事業所はこれに基づいて対応していくことになる。

独自の条例を作成することについては、一部の自治体でそのような動きがあることは承知しているが、国においても、どのような事例が差別に当たるのかという認定が難しいこともあるため、今のところ本市については独自の条例を作るという考えはない。先般、兵庫県が先んじて条例の策定を検討しているとのことであったが、結果として作らないということも聞いている。そのため、今後、法施行後の動きを見ながら検討していくべきものと考えている。

(副会長)

「対応要領」を作成するにあたって、アンケート結果が参考にされていることが分かった。とてもいい試みだと思う。今後、「対応要領」案についても、意見を伺う機会を持たれたほうが良いのではないかなと思う。

また、事業者に対しては説明があったとおりだと思いますが、一般市民に対する部分については、今の法律ではカバーできてないというところがある。この部分についても考えていただ

きたい。差別解消は確かに難しいと思う。何をもち「合理的配慮」というのか。障害者の方々とは捉え方が違う部分もあり、配慮をする側からすれば、「過重な負担がある。」としても、当事者側からすれば、「いや、そうではない」といったものもある。その辺りの「落としどころ」をどこに持っていくかという時に、やはり「対応要領」等で考えないといけないと思う。これは差別だけの問題ではないし、そういうところを考えていくと、条例とかでしっかりとしたルールを作っておいた方がよい。意見の一つとして考えていただきたいと思う。

(事務局)

「対応要領」については、案が出来た段階で自立支援協議会にも意見を伺うこととしている。また、一般市民の方の差別事例については、今後の「障害者差別解消支援地域協議会」の運営が場合によっては鍵となっていくのかもしれない。具体的にこの協議会が動き出した時に、果たしてどのような事例がどれだけの差別解消に結びつくのか図りかねるところではあるが、ひとつの定義になるのではないかと考えている。

(委員)

障害者差別解消法が来年度から実行されるということで、団体等においても「合理的配慮」等に関する研修会や講演会等が盛んに行われ、非常に関心が強い。何が「差別」なのか、何が「合理的配慮」なのかについて、現場との話し合いの中で意見をお伺いしている。そこで、教育と福祉の話になるが、子どもの場合は、ほとんどが教育に関する大きな問題になると思う。教育現場における「合理的配慮」の啓発はどうなっているのか。

先ほど、市職員に対する研修の話があったが、それと教育委員会の先生たちへの研修とは、別のものということか。

(事務局)

はい、そうですね。

(委員)

子どもに関する問題というのは、ほとんどが教育現場でのことになるかと思う。今の子どもたちは、小さい時から児童デイなど福祉の領域でサービスを受けているので、学校だけでなく、就学前も福祉の支援を受けている中で大きくなっていく。そのため、どういう形で「障害者差別解消支援地域協議会」が運営されていくか分かりませんが、是非、教育と福祉の連携ということを念頭において、これからの子どもたちにとってより良いものとなるよう願っている。

(委員)

この法律が来年4月に施行されるということで、これは民間の店舗等にも適応され、法的な義務もあります。こちらの「不当な差別的扱い」について、例えば入店拒否やサービス提供の拒否等ですが、店舗に対しての啓発や周知というのは、どういう風にしていく考えなのか。

(事務局)

法律の施行となるため、国から各業界の方へは通知がされると思うが、一度確認させていただく。

(委員)

市としても、しっかりと周知していただきたい。また、資料7のアンケートについては、内容が市職員の態度等になるが、かなり複雑で多岐に渡っていると思う。差別解消については、課長級研修をされるとのことだが、今後、「対応要領」を作成していくにあたり、アンケートにあるような「態度」とか「差別的な言動」に対して、どのようにして市職員へ徹底を図っていくのか。研修内容など具体的な方法が決まっていたら教えていただきたい。

(事務局)

まず、今ご覧いただいているアンケート結果については、「尼崎職員からの障害を理由とした差別と感じた体験・障害に対する配慮を感じた体験」について募集したものではありませんが、回答の結果はかなり幅広の内容が返ってきた。例えば、電車のホームの場面であるとか、一般的な差別であるとか、嫌なことといった回答もあった。しかし、今後、色々なことを研修していく、或いは伝えていく中では、こうした回答も含めた方が良いのではという判断もあったため、市職員に関する内容で無くても、あえてそのまま掲げている。

また、課長級研修の内容については、今考えているのは、障害当事者からの、「こんなことが嫌だった。」或いは「こうした配慮があったら嬉しかった。」という体験談の発表と、障害者差別解消法の全体的な概要の説明である。それに加えて、手話の実技研修なども織り交ぜていきたいと考えている。

(委員)

これは要望になると思うが、アンケート内容を見るとかなり多岐に渡って、色々な場面が想定される。それらについて、例えば、「言葉遣い」や「気配り」、「態度」などをグループ分けにし、その中で悪い例や良い例をシミュレーションすることで職員に徹底してもらおうほうが分かりやすいと考える。そういうことも取り入れて、職員の対応能力を向上させていただきたい。

(委員)

質問ですが、アンケートの回答が5名とあるが、それだけか。

(事務局)

はい、実際に手元に返ってきたのは5名分であった。

(委員)

アンケートについて宣伝しなかったのか。宣伝が足りなかったのではないか。

(事務局)

周知の方法としては、パブリックコメントと同様の手法を用いており、ホームページや市報に掲載するほか、公的機関の窓口アンケートの回答用紙を設置して周知してきた。結果として、残念ながら回答は少なかったということ。なお、他都市でも同様のアンケートを実施しているところもあるが、回答数に関しては、9月に実施したアンケートの50名ほどを累計すると、特段本市が多くも少なくもなく、大体このくらいの回答数であった。

(事務局)

自立支援協議会において先にお聞きしているので、おそらくそこで多くの意見をいただいているものと考えている。12月のアンケートについては市報にも載せている。なお、先んじて兵庫県でも同様のアンケートを行っており、県にはアンケート結果について各市にフィードバックしてくれるよう要請している。それらの積み重ねの中で整理していきたい。

(会長)

時間もかなり過ぎているため、その他の項目について何か意見はあるか。

(事務局)

はい。前回の専門分科会において質問や提案事項が出ていたが、それらに対する回答と今後の対応等について確認させていただきたい。

一つ目は、会議傍聴者からの申し出があった場合、当日資料について持ち帰ることができるのかという質問があった。

こちらについては、「尼崎市社会保障審議会公開要綱」第10条において、「会議資料の取扱い」を定めており、「会議資料は、会議開催時間において傍聴席にて閲覧し、会議終了後、回収する。」としているところである。

また、2つ目は提案事項として、議事録の公表にあたっては、発言者の名前を書き添えてほしいとの提案があった。

こちらについては、前回の専門分科会では特に異論は無かったが、以前より一部の委員からは、「議事録に名前が出るとなると、会議の場での自由な発言が阻害される。発言に支障が出るのではないか。」といった意見を伺っているところである。前回欠席であった委員や今回初めて参画する委員もおられるため、改めてこの場で議事録の取扱いについて確認させていただきたいと考えている。

(会長)

事務局より、議事録の公表に当たり、発言者の名前を記載する事についての確認があった。

委員の皆様におかれましては、様々なお場から、この専門分科会に参画いただいておりますため、ご意見があればお伺いしたいと思うが、如何か。

(委員)

私は責任をもって発言しているわけですから、発言者の名前を出したいと思う。

(委員)

私も名前を出していただくのは全く抵抗はありませんが、それぞれの市民団体の代表として出ている方も大勢いるため、そういう方々はどうか。多少、気になる部分ではある。

(会長)

会を代表している方々については、発言内容が、「個人の意見であって、会を代表していないのではないか。」といった問題が、後から発生することも想定できる。そういうことだと思うが。

(事務局)

団体の代表の方々についても、委員名簿においては名前を公表しているため、誰が参画しているかというのは分かる。ただ、(議事録への名前の掲載を反対する委員の意見を)お聞きする中では、例えば当事者の家族という立場で意見する際に、お子様のことやご自身の体験、障害の特性等についてかなり具体的な部分まで伝えないといけない場合もあるが、「あまりにも個人が特定されてしまうので、少し意見を控えた。」という意見もあったため、再度確認させていただいた。

(委員)

そういうケースについては、例えば「これは伏せてください。」ということも認めて良いと思う。「うちの子どものことを発言しますが、これは議事録に載せないでください。」という形で良い。私は、名前を載せることは問題ないと思う。

(事務局)

名前を載せない場合は、発言自体を議事録から落とすということか。

(委員)

そうです。載せないでほしいと申告された場合は、議事録に載せないのか、名前だけ削除するのか、その辺は事務局にて検討いただければ良いと思う。

(会長)

名前を載せる、載せないといった対応は可能か。

(事務局)

議事全体の流れの中であるため、例えば受け答えしている場面とすると、たとえ発言部分に名前を載せなくても、誰か分かってしまうこともある。また、それを考慮する余り、議事録から発言自体を削除したりすると、全体の流れがかみ合わず、結果、不自然になるのではないかと考える。

(委員)

私たちもそれぞれの団体の代表として参加しているので、発言に対する責任はもちろんあります。ただ、議員の皆様とは立場が全く違うように思う。

(委員)

確かに私たちの団体と議員の皆様との立場は全然違うと思います。もちろん団体を代表して参加していますが、先ほどからお話がありましたように、私の場合は、障害当事者ですので、自分のことを話すのは何ら問題はありません。しかし、例えば、他の障害のある方の事例を活用させていただく場合は、私が話していると分かることで、例に挙げたその方が特定される場合もある。そうなるとその方に申し訳ないですし、積極的な意見を申し上げにくくなるため、私は発言者の名前は伏せていただきたい。

(委員)

私も当事者団体から代表として参加している。もちろん団体の代表の意見だと思って発言しているが、内容が個人的なことになる場合もあるため、私も発言者の名前は伏せていただきたいと思っている。

(委員)

個人的には、自分の発言に責任を持っていますので、どこに公表していただいても結構です。私も自分の子どものことについて発言しているが、それは話して良いことしか話していない。非常に迷うところである。議事録についてもよく読ませていただくが、正直、名前があっても、内容を見て自分が言ったことなのか分からない時もある。また、名前があった方が、自分の趣旨と違っている場合等も分かりやすいという点もある。しかし、先のお二人の意見も、大変良く分かる。非常に悩むところではあるが、私としては名前を書いていただいても結構です。

(委員)

個人的には、発言に責任を持っているので名前を公表していただいても構いませんが、そのことが「困る」という方が1人でもいるのであれば、その点は配慮すべきと考えます。そこは大事にするべきではないでしょうか。

(会長)

それでは、議事録については、これまでどおり、発言者の名前を記載しない形で運用していくこととしますが、よろしいか。

(委員)

一旦持ち帰って、団体内で検討してみてもいいのか。

(委員)

1人でも反対する方がいるのであれば、公表しない方が良い。

(会長)

はい。では、そうしていくこととする。他に報告事項等はあるか。

(事務局)

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご審議いただき、誠に有り難うございました。先ほど、スケジュールの中で説明しましたとおり、今後、「評価・管理シート」については、事務局や庁内関係課において記載内容の整理を進めていくとともに、「外部評価」欄の作成に当たっては、年明け1月以降、委員の皆様や自立支援協議会の委員に対して、意見の聴取を考えております。

なお、いただいたご意見を踏まえ、「外部評価」が一定整理できた段階で、次回の専門分科会に諮っていくこととしておりますので、次回の開催につきましては、概ね、3月中旬頃を予定しております。

詳しい日程につきましては、確定次第、改めてご連絡させていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(会長)

それでは、これで、本日の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を終了します。

以 上